

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第5項の規定に基づき届出を行った託送供給等約款(令和8年11月1日実施。)において、消費税等相当額を含んだ料金率を設定および変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、Ⅲ（料金）および附則6（離島についての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

（１） Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	39.99	3.64
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	79.98	7.27
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	159.96	14.54
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	239.94	21.81
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	399.89	36.35
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	399.89	36.35
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	119.45	10.86
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	238.89	21.72
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
100 ボルトアンペアまでごとに	238.89	21.72
電灯標準接続送電サービス		

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	351.08	31.92
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合 接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	231.72	21.07
接続送電サービス契約電流 5 アンペア	115.86	10.53
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	347.58	31.60
電力量料金		
1 キロワット時につき	6.97	0.63
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	351.08	31.92
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合 接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	231.72	21.07
接続送電サービス契約電流 5 アンペア	115.86	10.53
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	347.58	31.60
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	7.36	0.67
夜間時間		
1 キロワット時につき	6.64	0.60
電灯従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	12.73	1.16
動力標準接続送電サービス		

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
19（接続送電サービス）（２）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	877.92	79.81
19（接続送電サービス）（２）イ（ハ）により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	553.09	50.28
電力量料金		
１キロワット時につき	4.54	0.41
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（２）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	877.92	79.81
19（接続送電サービス）（２）イ（ハ）により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	553.09	50.28
電力量料金		
昼間時間		
１キロワット時につき	4.79	0.44
夜間時間		
１キロワット時につき	4.35	0.40
動力従量接続送電サービス		
１キロワット時につき	18.93	1.72
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	762.44	69.31
電力量料金		
１キロワット時につき	1.84	0.17
高圧時間帯別接続送電サービス		

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	762. 44	69. 31
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	1. 93	0. 18
夜間時間		
1 キロワット時につき	1. 75	0. 16
高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	14. 33	1. 30
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	446. 25	40. 57
電力量料金		
1 キロワット時につき	0. 91	0. 08
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	446. 25	40. 57
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	0. 94	0. 09
夜間時間		
1 キロワット時につき	0. 89	0. 08
特別高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	8. 23	0. 75
1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	648. 08	58. 92
特別高圧で供給する場合	379. 31	34. 48
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電灯臨時定額接続送電サービス		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	3. 54	0. 32
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	7. 10	0. 65
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	7. 10	0. 65
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	70. 90	6. 45
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	70. 90	6. 45
電灯臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	7. 67	0. 70
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力 1 キロワット		
1 日につき	108. 47	9. 86
動力臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	5. 46	0. 50
高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	2. 20	0. 20
特別高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	1. 10	0. 10
予備送電サービス		
予備送電サービス料金		
予備送電サービス A		
予備送電サービス契約電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	102. 17	9. 29
特別高圧で供給する場合	74. 97	6. 82

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
予備送電サービス B		
予備送電サービス契約電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	127.33	11.58
特別高圧で供給する場合	91.04	8.28
系統連系受電サービス		
系統連系受電サービス料金		
基本料金		
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき	100.12	9.10
電力量料金		
1 キロワット時につき	0.32	0.03
系統設備効率化割引		
系統設備効率化割引単価		
系統設備効率化割引 A 単価		
受電電圧が標準電圧 140,000 ボルトをこえる場合		
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき		
別表 2 (系統設備効率化割引の対象変電所等) (1) の割引区分 A-1 の場合	35.53	3.23
別表 2 (系統設備効率化割引の対象変電所等) (1) の割引区分 A-2 の場合	6.75	0.61
別表 2 (系統設備効率化割引の対象変電所等) (1) の割引区分 A-3 の場合	3.38	0.31
22 (系統連系受電サービス) (3) ハ(ロ) a (a) 以外の場合		
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき		
別表 2 (系統設備効率化割引の対象変電所等) (1) の割引区分 A-1 の場合	35.53	3.23
別表 2 (系統設備効率化割引の対象変電所等) (1) の割引区分 A-2 の場合	13.50	1.23
別表 2 (系統設備効率化割引の対象変電所等) (1) の割引区分 A-3 の場合	6.75	0.61

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
系統設備効率化割引B単価		
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき		
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分B－1の場合	56.27	5.12
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）（1）の割引区分B－2の場合	20.92	1.90

（2） 附則6（離島についての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
系統連系受電サービス料金		
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	91.80	8.35
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等		
1キロワット時につき	79.22	7.20
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等		
1キロワット時につき	23.83	2.17